

裁判によるか、当事者同士の話し合によってトラブルを解決するADR(裁判外紛争解決手続)。裁判に比べて簡易低廉柔軟性をもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者だけでなく、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースが多くあるが、ここでADRという話し合による具体的な解決策を提案することは非常に前向きのことだ。今回は、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構が、インスペクションとトラブルの関係について紹介する。

国策として取り組みが行われている中古住宅流通の活性化ですが、物件売買においては少なからずトラブルが発生しています。そこで、トラブルをできるだけ未然に防ぐためには制度化されたのが改正宅地建物取引業法における「中古住宅取引の際のホームインスペクション(住宅診断)」の説明義務化です。「このでは、ホーメインスペクションを実施することによってトラブルが解決した」という2つの事例を紹介します。

インスペクションをきっかけとした解決事例

日本不動産仲裁機構

A氏の希望は、

ペランダの修繕費用

用の約100万円

について、瑕疵担保責任を理由として、B社もしくはC氏に負担しても

らうこと

一方、

B社及びC氏は、

そもそも現状有姿

での引き渡し契約

のため、瑕疵担保

責任は負わない

という認識を持っていました。そして話合いが平

静岡県で新築戸建て住宅を

購入したD氏夫妻は、購入後

3カ月目に震度5の地震を経験した際に、住まいが驚くほど揺れた印象を持ちました。

住み始めたばかりの物件とい

うこともあり、仲介を行つた

不動産仲介会社に相談をした

ところ、「そんなにご心配で

したら、ホームインスペク

ションをしてみたらどうですか」と言われ、夫妻はこれを

いう認識を持っていました。

専門家が診断をしたところ、

法律上必要とされる工法と

指定の部材が使用されていな

いことが判明。ここで

かかった

こと

が判明。ここで

かかった

ました。

●法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲介会社
電話03(3524)8013

○法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲介会社
電話03(3524)8013

○法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲介会社
電話03(3524)8013

○法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲介会社
電話03(3524)8013

ました。

ADRの現場から

96

話し合いでトラブルを解決

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟で、もつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構が、マイホーム建築に関するトラブル解決事例を紹介する。

お客様にとってマイホームの悪い部分をお客様に説明を建築は、不動産や建築など実際に様々な分野が絡み合い、そのプロセスは非常に複雑なものですが、だからこそ、十分に理解しないままに建築を依頼してしまったため、後に「こんなはずではなかった」といふようなトラブルが発生するケースがあります。

また、手抜き工事や施工不良、さらにマイホーム建築を担当した営業社員がトラブルの原因となるケースもありま

す。それは、営業社員が自社の利益を優先するあまり、お客様の暮らしを第一に考えた提案ができなかつたり、物件

日本不動産仲裁機構

示によつて工期遅延が発生するという認識をしていました。このせんでした。このトラブルの原因是

A氏にあります。が、しっかりと変更に伴う遅延を伝えておかなかつた事業者にもあると、いえるでしょう。結果としては、A氏と事業者が互いに非を認め、A氏の予定外の賃料を折半して負担することになりました。

次に、営業社員が原因となつたトラブル事例を紹介します。「予定期日までに工事が終わらなかつたために工事が終わらなかつたため、後に「こんなはずではなかつた」といふようないふべき理由で、B氏はこのトラブルについて第三者である建築の専門家C氏に相談し、C氏が改めて建築内容やローンの組み方などを精査したところ、建築見積もりには不必要的高価な建材が使用されたり、ローン返済計画にも無理がありました。マイホームを建築しなかつたA氏と事業者が互いに非を認め、A氏の予定外の賃料を折半して負担することになりました。

そこでこれを事業者側で負担してほしい」と主張した施主A氏と一緒にでは、遅延の原因として直前まで話を進めたのです。これが、A氏には気にならぬことではありません。それは、購入者が、A氏には気にならぬことでした。

●法務大臣認証ADR機関一般社団法人日本不動産仲裁機構 電話03(3524)8013

ADRの現場から

97

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関である(一社)日本不動産仲裁機構が、シックハウスに関するトラブル事例を紹介する。

新築やリフォーム、引つ越しを契機に「建物内にいると頭痛がする」「セキが止まらない」等を引き起こすシックハウス症候群。厚生労働省では、現在でも順次、化学物質の空気濃度指針値や測定方法等に関する検討会が行われており、シックハウスを防止する目的のガイドラインが発表されています。最近では、17年に水性塗料の溶剤に使用される「テキサノール」など3種類の科学物質の指針値が設定されました。つまり、シックハウスはまだまだその原因や対策方法が完全に分かっていません。

からに、トラブルが発生するわけではないのです。その不確定さゆえに、裁判を起こしたとしても、建物では、建築基準法に則り建築された物件であるたとえシックハウス症候群を発症しても、裁判になら住んでいる側が勝つのは、いケースもあるのです。事例を紹介します。分譲を購入したA氏は、妻が「めまい・温疹」の症状調を崩したため、病院をしました。しかし原因がであり、医師に症状発症

日本不動產仲裁機構

での経緯を伝える。状を訴えました。診療を受けたところ、シックハウス症候群であると診断され、ホルムアルデヒドの濃度が毎日数ヶ月間、

販売先のメー ウス症候群であると分かりました。B氏は、物件の販売者 た。C社に ても「建築確認を であり建築も手掛けたC社に 取つており違法性 補償をしてほしいと考え、A はない」という対 D Rによる解決を希望しました。応をされたため、

第三者機関に室内空気測定を依頼。しかしその結果は、厚生労働省の定めたガイドラインの数値以下の結果でした。弁護士にも相談しましたが、「建築確認が取れた物件であるから」と「B氏は建物の情報について概説的な部分を知らざるのみであり、使用されていなかった」と、A DRの話し合いで、「C社は建築会社であって、住まいの安全性について専門知識を有していることから注意義務を負うべきである」ということになりました。

ら、仮に測定した結果が厚生労働省のガイドライン値を上回ったとしても、「裁判をして、も勝つのが難しい」とのことでした。結局、Aさんは泣き寝入りをするという結果になりました。

いる建材がどのようなものであるかを判断できなかつた」ことが確認されました。

結果、C社は自社の落ち度を認識するとともに、B氏の置かれた状況を理解して、B

でした。結局、Aさんは泣き寝入りをするという結果になってしまいました。

一方、シックハウスに関するトラブルでは、ADRによる解決が適しているケースもあります。新築戸建てを購入したB氏は居住して半年後、倦怠感とめまい、吐き気の症

結果、C社は自社の落ち度を認識するとともに、B氏の置かれた状況を理解して、B氏に一部補償をすることが和解が成立しました。

●法務大臣認証ADR機関

03(3524)801-3
※調停が体験できる「ロード

角力月刊

03
3524
8013

『詭傳』卷之二

ADRの現場から

98

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、「これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構が、民法改正とトラブルの関係について紹介する。

20年4月1日、「契約や金銭の支払いに関するルールを定めた民法の規定（債権法）を見直す改正法案」が施行されることになります。この民法改正は1896（明治29）年の制定以来、120年ぶりの改正となります。不動産業に関する内容でいえば、例えば賃貸契約における連帯保証人に關する制度変更がなされます。

従来では、保証金額の上限についての規定がなく、連帯保証人が自己破産してしまったケースが多くありました。そ

こで、一個人が保証人になる根保証契約（保証人になつた時点ではどれだけの債務が発生するか分からぬケースなど、不特定の債務を保証する契約）について、保証人が支払いの責任を負う金額の上限（極度額）を定めなければ、保証契約が無効になる」というルールが設けられます。極度額は保証する人とされる人の間で、書面等で合意して定める必要があり、これを定めなければ保証契約自体が無効となってしまいます。

なお、極度額設定について

日本不動產仲裁機構

は特に法律上のルールはなく、一借人にに関する情報を作成なければならなくなります。一般的には賃貸人と連帯保証人の間で合意した金額を自由に設定することになります。

では、設定する極度額はいくらくらいが適切なのでしょうか。これには様々な考え方があるとは思います。が、悪質な滞納者は裁判を起こしてなければなりません。あるいは、その場合、滞り明け渡しまで1年半の家賃額程度のものもあるため、年半の家賃額程度のものとおくと安心であるません。その場合、万円ならば、極度額が万円となります。

保護の観点から賃借人に発生する賃料滞納の変更点として、連帯保証人は責任を負うと安心であることを認識させをしておくのがよいのではないかでしょうか。

● 法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲介、連帯保証人は責任を負うこととしていまじく、連帯保証人から

し、120年ぶりのルール改正です。賃借人や賃貸人、不動産会社には「これまでの常識」が染み付いてしまっていきます。そのため、「遵守するため、改正内容が「遵守すべき新常識」として浸透するためには、ある程度時間を要すると考えられます。むしろ、改正内容を理解する人との間では認識の違しない人が生まれてしまつたため、これからトラブルが発生してしまうこともあります。したがって、不動産事業者としてば、今回の改正内容をしつかりと把握しておくと共に、賃借人や管理会社等の関係者と認識合わせをしておくのがよいのではないかでしょうか。

すると考えられます。むしろ、改正内容を理解する人としない人の間では認識の違いが生まれてしまつたため、これからトラブルが発生してしまふこともあります。したがつて、不動産事業者としては、今回の改正内容をしっかりと把握しておくと共に、賃借人や管理会社等の関係者と認識合わせをしておくのがよいのではないかでしょうか。

の支払い状況や滞納額等、賃借人に関する情報を伝えなければならなくなります。その他にも、賃貸契約に関する影響としては、敷金返還・原状回復に関するルールの明確化等があります。しかし、120年ぶりのルール改正です。賃借人や賃貸人、不動産会社は「これまでの常識」が染み付いてしまってい るため、改正内容が「遵守すべき新常識」として浸透するところは、ある程度時間必要

●法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲
裁機構 電話03(3524)8013
※調停が体験できる「ロー

法務大臣認証ADR機関

ADRの現場から

100
話し合いでトラブルを解決

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構が、ADRの有用性について紹介する。

ADRは、「より当事者の求めめる形」でのトラブル解決を図るために作られた制度です。その特徴であると共に通常の裁判との違いは、「当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指す」ということ。これによつて、「覺悟を決めて裁判を起します」と古物件を購入した買主が物件に瑕疵を発見しました。そして買主は、売買仲介を行つた不動産会社に「瑕疵があつたことは聞いていない。このことを知つていたら、買つてはいなかつた。売主に補償をさせて欲しい」とクレームを入れました。しかし、不動産会社が売主にこの旨を伝えたとで泣き寝入りをする」という極端な「折の中間的な判断として「まずは話合いによる解決を目指す」という段階的な選択肢を消費者が選択す

る」ことができるのです。

なお、ADRのメリットは事業者も享受することができます。ADRのメリットは、決の糾き口を見いだせずに、そ

日本不動産仲裁機構

の対応によって時間を浪費し、心労を積み重ねていくことになります。つまり、抱えることになりました。しかし、ADRの存在を知り、「誤解があるかもしれませんので、まずは話し合ってみましょう」という解決手法を提案したことで、解決させることができたのです。

また、ADRは事業者と消費者間で発生したトラブルを円滑に処理することができる有効な手段になります。消費者との間でござれてしまいそうなるトラブルについて、早期の段階で解決のための話し合いを提案することができるからです。

また、例えば「事前に受けた説明がよく分からなかつたが、『分かりました』と言つてしまつた」など、「自分自身にも非がある」と考へてしまつた場合にADRが選択されることがあります。やはり、裁判が選ばれる傾向が強くなっています。

また、ADRは事業者と消費者間で発生したトラブルを円滑に処理することができる有効な手段になります。消費者との間でござれてしまいそうなるトラブルについて、早期の段階で解決のための話し合いを提案することができるからです。

また、例えば「事前に受けた説明がよく分からなかつたが、『分かりました』と言つてしまつた」など、「自分自身にも非がある」と考へてしまつた場合にADRが選択されることがあります。やはり、裁判が選ばれる傾向が強くなっています。

日本不動産仲裁機構ADRセンターでは、日々ADRを実施しておりますが、その中で感じた印象を紹介します。

まず、ADRという解決方法

8013

●法務大臣認証ADR機関

一般社団法人日本不動産仲

裁機構 電話 03 (35524)

●調停が体験できる「ローラブレイ研修」を定期的に実施しています。詳しくは当機

ADR
の現場から

101

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に出べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構が、カビに関するトラブル事例を紹介する。

カビは温度が25～30℃、湿度が80%以上で栄養分があるところによく育ちます。しかしも風通しが悪いとよく増えます。日本の季節でいうと、一般的に春から夏がカビシーズンですが、現代では住宅の気密性が高くなり、冬でも室温が高く、しかも結露するので、ほぼ一年中カビシーズンとなっています。

不動産会社A社は、以前売買仲介をした物件の買主氏から、「家がカビだらけになってしまい、住み続けることができない。子供もアレギーぜん息のような症状を病し始めている。購入前にカビが生えるという話は聞

は嘗りす人の健康を害する」と受けました。さらにB社とC氏との間には、A社と壳主であるC氏が一般的に①アレルギーぜん息、②シックハウス症候群、③皮膚炎などが知られており、この健康被害が不対し、責任をとりてリブ・オム工事費用と工事期間中のまいの賃貸費用、加えて子の医療費を負担してほしい

日本不動產仲裁機構

駆逐した。

構造上の問題が主な要因であ

A社の担当者が物件に行ったたどり 確かにカビだらけ。玄関から天井、浴室や室内に至るまでカビだらけでした。しかし、A社が以前この物件に住んでいた。お、B氏は自分自身の行動が、どうしてかわからなかった。A社やC氏とも何らかの責任があるとも思えておかなかつた。でも、B氏は自分自身の行動が、どうしてかわからなかった。A社やC氏とも何らかの責任があるとも思えておかなかつた。

たC氏にトラブルの報告をしたところ、そのようにひどいカビが発生したことではないとのことだ。結果としては、B氏は自身に責任があることに納得し、A社とC氏に対する要求を取り下げました。B氏によれば、「原因が分かったことで、怒りが少しおと消え、逆にA社

「スバルはついでに、どこの店は対して申し付けたく
」ある解決の場が設けられた」とのことでした。
ことになりました。この事例のポイントは、話題

「何にか共に行われた
ことよりて、B氏は日
掃や換気などを行つ
直のカジが発生す
れど、B氏は包み隠さず話をし
を遣り上げていた」
りました。例えば、
れば、「これはいかなかつたか
を張りつけよう」といふことです。

●法務大臣認証ADR機関
換気をしていな
掃除を怠っていた
一般社団法人日本不動産仲

たのです。
カビの発生状況が
ものであり、建物の
※調停が体験できる「ロー
裁機構 電話03-3524-8013

裁機構 電話 03-35241301

●法務大臣認証ADR機関

かのうでこれが表半券であるれば、こうはいかなかつたかもしだせん。

「」の事例のポイントは、話し合いで、誤解を解く機会があった(こと)でしょ。話し合いの場であるから、B氏は包み隠さず話をしました。

り下りました。B氏によれば、「原因が分かったことで怒りが少ないと消え、逆にA社とC氏に対しても申しまわなくなりた」との「junk」でした。

結果としては、B氏は自身に責任があることに納得し、A社とC氏に対する要求を取

いわばB氏の責任があると考
えられます。このケース
では明らかにB氏にその責め
が求められるものでした。な
お、B氏は自分自身の行動が
カビの原因を作っているとは
気づいていませんでした。

構造上の問題が主な要因であれば、その旨を契約の前に伝えておかなかったA社やC氏による何らかの責任があるとも

カビに関するトラブル事例

ADR の現場から

103
話し合いでトラブルを解決

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもったトラブル解決が可能になるが、「これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構が、空き家とブロック解体倒壊リスクに関するトラブル事例を紹介する。

「調査」では、前回の調査（平成25年）と比較して3・6%の増加をして848万9千戸、空き家率は13・6%と過去最高を記録しました。空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が432万7千戸（総住宅数に占める割合6・9%）となっており、「売却用の住宅」が29万3千戸（同0・5%）、別荘などの「三次的住宅」が38万1千戸（同0・6%）、「その他の住宅」が348万7千戸（同5・6%）となっています。

空き家は単純に人が住んでいない建物ということになり

ラブルを発生させます。その中の1つが、建物の老朽化です。住む人が居なくなり、長期間放置している空き家は、当然、ただただ老朽化していくことになります。日常的に風雨にさらされ、時には地震や台風などの天災に見舞われ、結果的にブロック塀が崩れたり、屋根瓦が散乱してしまうなど、周囲に被害を加えます。そして、それこそが建物の持つ主と近隣とのトラブルに発展する」とあるのです。

日本不動產仲裁機構

A 氏の住まいの隣には、5年前から空き家になつた建物がありました。建物の庭は雜草が生い茂り、屋根瓦は剥がれ落ちており、さらにはロック塀が今に崩れ落ちそうになつていました。

A 氏の危機感だけでも要求通りに空き家から被つておらず、A 氏は話し合いによるトラブル解決を提案。これであれば、A 氏の危機感と心配を空き家の所有者に話すこと、これに共感してもらい、空き家の対処をしてくれるかもしれません」と考へたのです。

A氏が住む地域と、A氏が子承したため、B氏は空き家の所有者を調べ、連絡を取り、話し合いを実施。空き家の所有者はA氏が自身の所有する空き家によつて多大な心労を抱えてしまつていたことを申し訳なく思つて、と共に、実際に近隣住民に及ぼしてしまつリスクを認識。

原告は自分において得ることだと感じ、策をとらなければと躊躇の不動産会社B社しました。A氏は、所有者に連絡を取をしてでも空き家をなどの対処をしてほえていましたが、実だ美質的な被害はこのように家の文書を渡さず、A氏は2年間の間、B社が話し合いの機会を作り、心情の理解を促しました。A氏は、所有者に連絡を取り、してでも空き家をいたことが解決に至ったポイントであるといえるでしょう。

●法務大臣認証ADR機関

日本不動産仲裁機構 電話 03(3524)8013
※調停が体験できる「ロー

空き家は単純に人が住んでいない建物ということになり

「おまえの手と近隣とのトラブルに巻き込まれる」とあるのです。

しいと考えていましたが、実際にはまだ実質的な被害は

6%
—その他
48万7千戸—
となつています

の住宅」が3.6%（同5・6%）上位のリスクもあるでしょう。そして、それこそが建物の持

空き家の所有者に連絡を取り、裁判をしてでも空き家を取り壊すなどの対処をしてほ

●法務大臣認証ADR機関
日本不動産仲裁機構 電話

ブロック塀倒壊リスクへの事前対処

ADRの現場から

104 話し合いでトラブルを解決

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟性をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構が、民泊に関するトラブル事例を紹介する。

埼玉県和光市は、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に関連し、「イベントホームステイ(イベント民泊)」を実施すると発表しました。イベント民泊とは、観光庁及び厚生労働省が提出した「イベント民泊ガイドライン」に準拠して実施するものであり、「年数回程度のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請により自宅を提供するもの」について、旅館業法上の「旅館業」に該当しないものとして取り扱い、自宅提供者において、旅館業法に基づき実施しようとしている方

日本不動産仲裁機構

は注意が必要であるといえます。なぜならば、民泊トランクが分譲マンションの資産価値低下を招いてしまいます。

価値の低下まで招いてしまった可能性もあるでしょう。

なお、日本不動産仲裁機構の実施するADRの調停人トラブルが分譲マンションにおける民泊実施によるための基礎資格である民泊適正管理主任者の資格者には、民泊に関するトラブル相談を受けた場合、まずは管理規約を確認したり、管理会社と連携をとつたりして違法性によって発生したトラブル事例を紹介します。A氏が所有するマンションでは、区分所有者との親戚や友人のために用意されているゲストルームを見度のことを指します。

これはつまり、期間は限りませんが、通常の民泊事業よりもはるかに低いハードルで、民泊が運営できるということがあります。だからこそ要注意しなければならないと指します。だからこそ、民泊に関するトラブルは、注意しなければならないと見えるでしよう。そして、トラブルに備え、対策をするにスがなされ、特定の人物のみなっています。

そのような場合、マンションの所有者も今後引き続き当該物件を所有し続けるため、管理組合や近隣住民とのじみたトラブルは避けたいと思われたトラブルは避けたいと思います。話し合いによる穩便な解決には前向きなケーズが多くあります。

●法務大臣認証ADR機関は「トラブル事例」を知るところが最善の策といえます。中でも、所有している分譲マンションを使用してイベント民泊を実施しようとしている方

売却する人が相次げば、資産

講師HPをご覗くください。
●法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲
裁機構 電話03(3524)8013
※調停が体験できる「ロ
ープレイ研修」を定期的に実
施しています。詳しくは当機